

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う
 実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通
 知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障 発 0330 第 16 号 平成24年3月30日	障 発 0330 第 16 号 平成24年3月30日
【一部改正】障 発 0329 第 20 号 平成25年3月29日	【一部改正】障 発 0329 第 20 号 平成25年3月29日
【一部改正】障 発 0930 第 2 号 平成25年9月30日	【一部改正】障 発 0930 第 2 号 平成25年9月30日
【一部改正】障 発 1226 第 4 号 平成26年12月26日	【一部改正】障 発 1226 第 4 号 平成26年12月26日
【一部改正】障 発 0331 第 26 号 平成27年3月31日	【一部改正】障 発 0331 第 26 号 平成27年3月31日
【一部改正】障 発 0330 第 12 号 平成28年3月30日	【一部改正】障 発 0330 第 12 号 平成28年3月30日
【一部改正】障 発 0331 第 17 号 平成29年3月31日	【一部改正】障 発 0331 第 17 号 平成29年3月31日
【一部改正】障 発 0330 第 5 号 平成30年3月30日	【一部改正】障 発 0330 第 5 号 平成30年3月30日
【一部改正】障 発 0327 第 31 号 平成31年3月27日	【一部改正】障 発 0327 第 31 号 平成31年3月27日
【一部改正】障 発 0330 第 3 号 令和3年3月30日	【一部改正】障 発 0330 第 3 号 令和3年3月30日
【一部改正】障 発 0331 第 5 号 令和4年3月31日	【一部改正】障 発 0331 第 5 号 令和4年3月31日
【一部改正】障 発 0802 第 8 号	【一部改正】障 発 0802 第 8 号

改 正 後	現 行
令和4年8月2日 【一部改正】こ支障第94号 令和6年3月29日 【一部改正】こ支障第167号 令和6年7月2日 【一部改正】こ支障第263号 令和7年6月13日 【最終改正】こ支障第88号 令和8年3月31日 都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	令和4年8月2日 【一部改正】こ支障第94号 令和6年3月29日 【一部改正】こ支障第167号 令和6年7月2日 【最終改正】こ支障第263号 令和7年6月13日 都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

改 正 後	現 行
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。 記 第一 届出手続の運用 1 届出の受理 （１） （略） （２） 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とするこ	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。 記 第一 届出手続の運用 1 届出の受理 （１） （略） （２） 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とするこ

改 正 後	現 行
と（相手方の補正に要する時間は除く。）。 (3) (略) (4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。 <u>児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、令和8年6月以降に指定を受ける事業所においては、基本報酬の算定区分の基準の見直しが行われるため、当該見直しの対象外となる事業者を除き、事業者から改めて令和8年6月からの基本報酬の算定区分の届出を受けること。その際、要件審査に要する期間は、第一の1の（2）の規定にかかわらず、令和8年6月分の算定に間に合うように行うこと。</u> 2～6 (略) 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項 1 通則 別に定める場合を除き、この1において、児童発達支援には、旧	と（相手方の補正に要する時間は除く）。 (3) (略) (4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。 2～6 (略) 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項 1 通則 別に定める場合を除き、この1において、児童発達支援には、旧

改 正 後	現 行
主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。 （1）～（10）（略） （11） 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ①（略） ② 算定される単位数 （一） 障害児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。 （1）～（10）（略） （11） 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ①（略） ② 算定される単位数 （一） 障害児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

改正後	現 行
<u>(二)</u> 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ③ (略) (12) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ① (略) ② 算定される単位数 <u>(一)</u> 障害児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。 <u>(二)</u> 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ③ (略) (13) ～ (15) (略) 2 障害児通所給付費等 (1) 児童発達支援給付費 ① 児童発達支援給付費の区分について 児童発達支援給付費の区分については、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、時間区分、障害	<u>(二)</u> 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ③ (略) (12) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ① (略) ② 算定される単位数 <u>(一)</u> 障害児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。 <u>(二)</u> 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ③ (略) (13) ～ (15) (略) 2 障害児通所給付費等 (1) 児童発達支援給付費 ① 児童発達支援給付費の区分について 児童発達支援給付費の区分については、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、時間区分、障害

改 正 後	現 行
児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、時間区分及び障害児の医療的ケア区分の取扱いは１の（３の２）及び（４の２）を参照すること。 （一）～（七） （略） <u>（八） 令和８年６月１日以降に指定を受けた児童発達支援事業所（基準該当児童発達支援事業所を除く。）における児童発達支援給付費の取扱い</u> <u>ア 算定される単位数</u> <u>令和８年６月１日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の988に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の988となるものではないことに留意すること。また、次に該当する事業所においては、適用しない。</u> <u>（i） 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所である場合</u> <u>（ii） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める地域（平成27年厚生労働省告示第182号）に主たる事業所の所在地がある場合</u> <u>（iii） 都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具</u>	児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、時間区分及び障害児の医療的ケア区分の取扱いは１の（３の２）及び（４の２）を参照すること。 （一）～（七） （略） （新設）

改 正 後	現 行
<u>体的には以下のいずれかである場合。</u> ・ <u>都道府県が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合</u> ・ <u>自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでいう補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助（指定管理料を含む。）、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。</u> <u>イ 令和８年６月１日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療的ケア区分１から３までに該当する児童発達支援給付費を１日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。</u> <u>ウ 令和８年６月１日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、通所報酬告示第１の８の２の強度行動障害児支援加算、第１の８の４のイの人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）、第１の８の４のロの人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）又は第１の８の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を当該月に１日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。</u> <u>エ 令和８年６月１日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その</u>	

改 正 後	現 行
<u>前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県知事に認められるときは、令和8年5月31日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。</u> ② 中核機能強化加算の取扱い 通所報酬告示第1の注7の中核機能強化加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) (略) (二) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のイの中核機能強化加算（I）の算定に<u>当たっては</u>、（一）の基本要件及び以下のアからウまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。 ア～ウ (略) これらの配置に当たっては、指定通所基準により配置すべき従業者、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算により加配された者、ア又はイの中核機能強化職員の配置によることができる。また、配置は常勤換算による配置を	② 中核機能強化加算の取扱い 通所報酬告示第1の注7の中核機能強化加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) (略) (二) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のイの中核機能強化加算（I）の算定に<u>あたっては</u>、（一）の基本要件及び以下のアからウまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。 ア～ウ (略) これらの配置に当たっては、指定通所基準により配置すべき従業者、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算により加配された者、ア又はイの中核機能強化職員の配置によることができる。また、配置は常勤換算による配置を

改 正 後	現 行
求めるが、配置すべき者に係る職種のうち2職種までは、常勤換算でない配置によることも可能とする。さらに、同一の者が複数の職種を有している場合には、常勤換算による配置である場合に限り、2職種までは配置したものと評価することを可能とする。 例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用や理学療法士及び言語聴覚士を非常勤で自事業所に勤務させる体制を確保する場合は、これらの職種について配置したものと認められる。 (三) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のロの中核機能強化加算(Ⅱ)の算定に<u>当たっては</u>、(一)の基本要件並びに(二)のア及びイに掲げるいずれの要件も満たすこと。 (四) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のハの中核機能強化加算(Ⅲ)の算定に<u>当たっては</u>、(一)の基本要件及び(二)のア又はイに掲げるいずれの要件も満たすこと。 (五)・(六) (略) ③ (略) ④ 児童指導員等加配加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(専門的支援体制加算を算定している	求めるが、配置すべき者に係る職種のうち2職種までは、常勤換算でない配置によることも可能とする。さらに、同一の者が複数の職種を有している場合には、常勤換算による配置である場合に限り、2職種までは配置したものと評価することを可能とする。 例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用や理学療法士及び言語聴覚士を非常勤で自事業所に勤務させる体制を確保する場合は、これらの職種について配置したものと認められる。 (三) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のロの中核機能強化加算(Ⅱ)の算定に<u>あたっては</u>、(一)の基本要件並びに(二)のア及びイに掲げるいずれの要件も満たすこと。 (四) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のハの中核機能強化加算(Ⅲ)の算定に<u>あたっては</u>、(一)の基本要件及び(二)のア又はイに掲げるいずれの要件も満たすこと。 (五)・(六) (略) ③ (略) ④ 児童指導員等加配加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(専門的支援体制加算を算定している

改 正 後	現 行
場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)から(4)まで、ロの(1)から(4)まで又はハの(1)から(4)までにより、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること。 児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障害児支援担当職員(国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。 児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での	場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)から(4)まで、ロの(1)から(4)まで又はハの(1)から(4)までにより、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること。 児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障害児支援担当職員(国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。 児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での

改 正 後	現 行
教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。 配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え1名以上を、 ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（1）及び（2）、ロの（1）及び（2）並びにハの（1）及び（2）においては常勤専従により ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（3）及び（4）、ロの（3）及び（4）並びにハの（3）及び（4）においては常勤換算により 配置していること。 （二）～（五） （略） ④の2～⑮の5 （略） ⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い 福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照すること。 （2） 削除 （3） 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分	教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。 配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え1名以上を、 ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（1）及び（2）、ロの（1）及び（2）並びにハの（1）及び（2）においては常勤専従により ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（3）及び（4）、ロの（3）及び（4）並びにハの（3）及び（4）においては常勤換算により 配置していること。 （二）～（五） （略） ④の2～⑮の5 （略） ⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い 福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照すること。 （2） 削除 （3） 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分

改 正 後	現 行
放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、時間区分及び就学児の医療的ケア区分等の取扱いは一の（３の２）及び（４の２）を参照すること。 （一） 通所報酬告示第３の１のイを算定する場合 ア （二）に該当しない就学児について算定すること。 イ 次の（ｉ）又は（ii）に該当すること。 （ｉ） 指定通所基準第66条第１項の基準を満たしていること。 （ii） 指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。 （二） 通所報酬告示第３の１のロを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。 （二の二） 通所報酬告示第３の１のハを算定する場合 指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。 （二の三） 通所報酬告示第３の１のニ（１）を算定する場合 指定通所基準第71条の３から第71条の６までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。 （三） 通所報酬告示第３の１のニ（２）を算定する場合	放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、時間区分及び就学児の医療的ケア区分等の取扱いは一の（３の２）及び（４の２）を参照すること。 （一） 通所報酬告示第３の１のイを算定する場合 ア （二）に該当しない就学児について算定すること。 イ 次の（ｉ）又は（ii）に該当すること。 （ｉ） 指定通所基準第66条第１項の基準を満たしていること。 （ii） 指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。 （二） 通所報酬告示第３の１のロを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。 （二の二） 通所報酬告示第３の１のハを算定する場合 指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。 （二の三） 通所報酬告示第３の１のニ（１）を算定する場合 指定通所基準第71条の３から第71条の６までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。 （三） 通所報酬告示第３の１のニ（２）を算定する場合

改 正 後	現 行
指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。 (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。 <u>(五) 令和8年6月1日以降に指定を受けた放課後等デイサービス事業所(基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)における放課後等デイサービス給付費の取扱い</u> <u>ア 算定される単位数</u> <u>令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の982に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の982となるものではないことに留意すること。また、次に該当する事業所においては、適用しない。</u> <u>(i) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所である場合</u> <u>(ii) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域(平成27年厚生労働省告示第182号)に主たる事業所の所在</u>	指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。 (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。 (新設)

改 正 後	現 行
<u>地がある場合</u> <u>(iii) 都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具体的には以下のいずれかである場合。</u> <u>・ 都道府県が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合</u> <u>・ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでいう補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助（指定管理料を含む。）、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。</u> <u>イ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療的ケア区分1から3までに該当する放課後等デイサービス給付費を1日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。</u> <u>ウ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、通所報酬告示第3の6の2のイの強度行動障害児支援加算(Ⅰ)、第3の6の2のロの強度行動障害児支援加算(Ⅱ)、第3の6の4の人工内耳装用児支援加算又は第3の6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を当該月に1日以上算定している障害児は、当該月に</u>	

改 正 後	現 行
<u>において所定単位数を算定するものとする。</u> <u>エ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県知事に認められるときは、令和8年5月31日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。</u> ①の2～⑫の9 (略) ⑫の10 通所自立支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の7の4の通所自立支援加算については、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より90日間を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 (一) (略) (二) 加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。 支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、通所支援計画に位置づけて行うものであること。	①の2～⑫の9 (略) ⑫の10 通所自立支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の7の4の通所自立支援加算については、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より90日間を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 (一) (略) (二) 加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。 支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、通所支援計画に位置づけて行うものであること。

改 正 後	現 行
通所自立支援に<u>当たって</u>は、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努めること。 なお、同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められないこと。 (三)～(七) (略) ⑬～⑱ (略) (４) 居宅訪問型児童発達支援給付費 ①～②の４ (略) ②の５ 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第４の１の５の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定居宅訪問型児童発達支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」１の（４）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養	通所自立支援に<u>あたって</u>は、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努めること。 なお、同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められないこと。 (三)～(七) (略) ⑬～⑱ (略) (４) 居宅訪問型児童発達支援給付費 ①～②の４ (略) ②の５ 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第４の１の５の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定居宅訪問型児童発達支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」１の（４）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養

改正後	現行
成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（上記通知 参考１及び２）を参照することとする。 （一）～（三） （略） （四） 実践研修修了者は、原則として１月に１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。 当該確認に当たっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、対象となる児童の居宅を訪問し、行うことが望ましいが、基礎研修修了者が行う支援の様子を実践研修修了者がオンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録を実践研修修了者が確認する方法としても差し支えない。 （五） （略） ③～⑤ （略） （５）～（８） （略） 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 （１） 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑬の２ （略） ⑬の３ 移行支援関係機関連携加算の取扱い	成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（上記通知 参考１及び２）を参照することとする。 （一） ～（三） （略） （四） 実践研修修了者は、原則として１月に１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。 当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、対象となる児童の居宅を訪問し、行うことが望ましいが、基礎研修修了者が行う支援の様子を実践研修修了者がオンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録を実践研修修了者が確認する方法としても差し支えない。 （五） （略） ③～⑤ （略） （５）～（８） （略） 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 （１） 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑬の２ （略） ⑬の３ 移行支援関係機関連携加算の取扱い

改 正 後	現 行
入所報酬告示第1の6の2の移行支援関係機関連携加算は、指定福祉型障害児入所施設が障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議（以下この⑬の3において単に「会議」という。）を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、当該障害児が15歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。 （一）～（四） （略） （五） <u>（一）及び（二）</u>に関わらず、都道府県又は指定都市が児童福祉法第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、（一）から（四）までに掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定することとして差し支えないこと。 ⑬の4～⑰ （略） （2） （略） 第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1 障害児相談支援費の算定について （1） （略）	入所報酬告示第1の6の2の移行支援関係機関連携加算は、指定福祉型障害児入所施設が障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議（以下この⑬の3において単に「会議」という。）を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、当該障害児が15歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。 （一）～（四） （略） （五） <u>（一）から（二）</u>までに関わらず、都道府県又は指定都市が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、（一）から（四）までに掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定することとして差し支えないこと。 ⑬の4～⑰ （略） （2） （略） 第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1 障害児相談支援費の算定について （1） （略）

改正後	現行
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて ①・② （略） ③ 具体的運用方針 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 (一) 共通事項 ア 共通 (ア) 人員配置要件 a 総則 質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、<u>(二)のア</u>、<u>(三)のア</u>、<u>(四)のア</u>及び<u>(五)のア</u>をそれぞれ参照すること。 b 兼務の取扱い 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所に	(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて ①・② （略） ③ 具体的運用方針 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 (一) 共通事項 ア 共通 (ア) 人員配置要件 a 総則 質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、<u>(二)のア</u>、<u>(三)のア</u>、<u>(四)のア</u>及び<u>(五)のア</u>をそれぞれ参照すること。 b 兼務の取扱い 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所に

改正後	現行
おける指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。 このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、<u>（二）</u>のア、<u>（三）</u>のア、<u>（四）</u>のア及び<u>（五）</u>のアをそれぞれ参照すること。 （イ）～（カ） （略） イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合 （ア）趣旨 障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、<u>（二）</u>のア及びイ、<u>（三）</u>のア及びイ並びに<u>（四）</u>のアに規定する要件を満たすことを可能	おける指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。 このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、<u>（二）</u>のア、<u>（三）</u>のア、<u>（四）</u>のア及び<u>（五）</u>のアをそれぞれ参照すること。 （イ）～（カ） （略） イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合 （ア）趣旨 障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、<u>（二）</u>のア及びイ、<u>（三）</u>のア及びイ並びに<u>（四）</u>のアに規定する要件を満たすことを可能とするもの

改 正 後	現 行
とするものである。 (イ) (略) (二) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ・ウ (略) エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の<u>(1)</u>のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (三) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。	である。 (イ) (略) (二) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ・ウ (略) エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の<u>(1)</u>のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (三) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

改 正 後	現 行
ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ 24時間の連絡体制 <u>(二)</u>のイの規定を準用する。 ウ 協議会への参画 <u>(二)</u>のウの規定を準用する。 エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 <u>(二)</u>のエの規定を準用する。 (四) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ 協議会への参画	ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ 24時間の連絡体制 <u>(二)</u>のイの規定を準用する。 ウ 協議会への参画 <u>(二)</u>のウの規定を準用する。 エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 <u>(二)</u>のエの規定を準用する。 (四) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 イ 協議会への参画

改 正 後	現 行
<u>(二)</u>のウの規定を準用する。 ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画 <u>(二)</u>のエの規定を準用する。 (五) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について ア 人員配置要件 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、<u>(一)</u>のアの(ア)のbに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 (六) その他 ア 離島等における特例 (ア) (略) (イ) 一体的に管理運営する事業所の範囲 一体的に管理運営する事業所で機能強化型障害児支援利用援助費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、<u>(一)</u>のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。 (ウ) 現任研修修了者の配置要件 人員配置要件として、<u>(二)</u>のア、<u>(三)</u>のア、<u>(四)</u>のア及び<u>(五)</u>のアに規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該指	<u>(二)</u>のウの規定を準用する。 ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画 <u>(二)</u>のエの規定を準用する。 (五) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について ア 人員配置要件 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、<u>(一)</u>のアの(ア)のbに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 (六) その他 ア 離島等における特例 (ア) (略) (イ) 一体的に管理運営する事業所の範囲 一体的に管理運営する事業所で機能強化型障害児支援利用援助費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、<u>(一)</u>のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。 (ウ) 現任研修修了者の配置要件 人員配置要件として、<u>(二)</u>のア、<u>(三)</u>のア、<u>(四)</u>のア及び<u>(五)</u>のアに規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該指定障害児相談支

改 正 後	現 行
定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。 具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定障害児相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。 イ 経過措置 (7) 拠点関係機関との連携 令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、<u>(一)</u>のイの(i)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。 なお、当該協力に当たっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。	援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。 具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定障害児相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。 イ 経過措置 (7) 拠点関係機関との連携 令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、<u>(一)</u>のイの(i)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。 なお、当該協力に当たっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。

改 正 後	現 行
(イ) 基幹相談支援センターによる取組への参画 令和８年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、<u>(二)</u>のエ<u>(三)</u>のエ及び<u>(四)</u>のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。 なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定障害児相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、<u>(二)</u>のエの規定を参照すること。 (３) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の適用について ① 取扱件数の取扱いについて 取扱件数（<u>(2)</u>の③の<u>(一)</u>のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同じ。）が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。 ② (略) (４) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて	(イ) 基幹相談支援センターによる取組への参画 令和８年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、<u>(二)</u>のエ、<u>(三)</u>のエ及び<u>(四)</u>のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。 なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定障害児相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、<u>(二)</u>のエの規定を参照すること。 (３) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の適用について ① 取扱件数の取扱いについて 取扱件数（<u>(2)</u>の③の<u>(一)</u>のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同じ。）が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。 ② (略) (４) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて

改 正 後	現 行
継続障害児支援利用援助費については、モニタリング期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様である（以下<u>(5)</u>において同じ。）。 (5) (略) 2～5 (略) 6 主任相談支援専門員配置加算について (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 (2) 算定にあたっての留意事項 当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定す	継続障害児支援利用援助費については、モニタリング期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様である（以下<u>(5)</u>において同じ。）。 (5) (略) 2～5 (略) 6 主任相談支援専門員配置加算について (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、<u>(一)</u>のアの(ア)のbを参照すること。 (2) 算定にあたっての留意事項 当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定す

改 正 後	現 行
る。 ① (略) ② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(二)のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていない。 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。） (3) (略) 7・8 (略)	る。 ① (略) ② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(三)のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていない。 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。） (3) (略) 7・8 (略)

改正後	現 行
9 保育・教育等移行支援加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 ① (略) ② 障害児等への訪問による面接 同注中(2)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。 ③ (略) ④ 加算の算定方法 当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して<u>6</u>月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。	9 保育・教育等移行支援加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 ① (略) ② 障害児等への訪問による面接 同注中②の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。 ③ (略) ④ 加算の算定方法 当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して<u>6</u>月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

改 正 後	現 行
ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。 また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中（1）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。 （3） （略） 10 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて （1） （略） （2） 算定に当たっての留意事項 ①～③ （略） ④ 福祉サービス等提供機関への情報提供 次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。 <u>（一）</u> 病院等、訪問看護事業所 <u>（二）</u> <u>（一）</u>以外の福祉サービス等提供機関 なお、<u>（一）</u>に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。 また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行	ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。 また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中（1）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。 （3） （略） 10 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて （1） （略） （2） 算定に当たっての留意事項 ①～③ （略） ④ 福祉サービス等提供機関への情報提供 次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。 <u>（一）</u> 病院等、訪問看護事業所 <u>（二）</u> <u>（一）</u>以外の福祉サービス等提供機関 なお、<u>（一）</u>に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。 また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行

改 正 後	現 行
う場合はそれぞれで算定することが可能である。 ⑤ 加算の算定方法 当該加算は、<u>(1)</u>の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。 (3) (略) 11 集中支援加算について (1) (略) (2) 算定にあたっての留意事項 ① (略) ② 障害児等への訪問による面接 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 「面接」については、第四の9の<u>(2)</u>の②の規定を準用する。 ③～⑦ (略) (3) (略) 12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害	う場合はそれぞれで算定することが可能である。 ⑤ 加算の算定方法 当該加算は、<u>(1)</u>の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。 (3) (略) 11 集中支援加算について (1) (略) (2) 算定にあたっての留意事項 ① (略) ② 障害児等への訪問による面接 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 「面接」については、第四の9の<u>(2)</u>の②の規定を準用する。 ③～⑦ (略) (3) (略) 12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害

改 正 後	現 行
児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 また、障害児相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中<u>(1)</u>を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。 (3) (略) 13～15 (略) 16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 ① (略) ② 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、<u>(一)</u>に規定する障害児に対して<u>(二)</u>に規定する支援を行っており、<u>(三)</u>に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。 (一)～(三) (略) ③ (略)	児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 また、障害児相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中<u>(1)</u>を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。 (3) (略) 13～15 (略) 16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて (1) (略) (2) 算定に当たっての留意事項 ① (略) ② 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、<u>(一)</u>に規定する障害児に対して<u>(二)</u>に規定する支援を行っており、<u>(三)</u>に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。 (一)～(三) (略) ③ (略)

改 正 後	現 行
(3) (略) 17～21 (略) <u>22 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い</u> <u>障害児相談支援報酬告示19の福祉・介護職員等処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の⑩を準用する。</u>	(3) (略) 17～21 (略) (新設)